

福島県営農再開支援事業の検証結果

平成 27 年 3 月
生産局農産部農業環境対策課

福島県営農再開支援事業（以下「支援事業」という。）実施要綱第9に基づき、支援事業に係る事業メニューの活用状況、営農再開の実施状況及び基金の執行状況について検証を行った。

1 支援事業の創設経過

（1）支援事業の目的

支援事業は、東日本大震災に伴い発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。）の影響により、平成23年度以降に牧草を含む農産物生産の中止を余儀なくされた避難指示区域、旧緊急時避難準備区域、避難指示が解除された区域及び平成24年産米の作付制限区域等の地域（以下「避難区域等」という。）において、当該地域における営農再開を円滑に推進するための取組を支援することを目的として、平成24年度補正予算により措置された（別紙1）。

（2）基金の設置

支援事業を措置するに当たっては、

- ① 営農再開の条件と考えられる農地除染（環境省所管）の終了時期が市町村ごとに違ふことが予想される上、その終了時期が不明確なこと
- ② 営農再開の最も重要なファクターである避難指示解除は、避難指示解除を想定する地域における生活インフラの復旧状況に左右されるため、農地除染の進捗状況だけでは適切な支援事業実施計画の策定が困難なこと
- ③ 農地除染の進捗や避難指示の解除の状況によっては、年度途中の急な資金需要が想定されること

から、福島県に基金を設置（福島県原子力災害等復興基金（営農再開勘定））し、当該基金を財源として事業が実施されることとなった。

（3）基金の造成額

平成24年度補正予算の要求時点において、除染特別地域の農地除染が「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年法律第110号）に基づく「特別地域内除染実施計画」に規定される計画期間（平成24、25年度）内に終了することを前提として、23,185百万円の基金が造

成された。

2 事業メニューの活用状況

支援事業では、避難区域等の営農再開を目的とした8事業、福島県内における放射性物質の吸収抑制対策を目的とした2事業に加え、既存のメニューでは対応できない新たな課題に迅速に対応するための特認事業を整備している。

それぞれのメニューの活用状況については以下のとおり。

(1) 除染後農地等の保全管理

ア 事業の概要

避難区域等の農地は、農業者が避難していることから、除染作業が完了してもすぐに営農再開することは困難である。このため、営農が再開される見込みのある農地について、営農が再開されるまでの間の除草、緑肥の栽培等による保全管理を実施している。

(事業実績等)

平成25年度	11市町村	5,537ha	899百万円
平成26年度(見込み)	11市町村	5,997ha	1,066百万円
平成27年度(計画)	11市町村	5,286ha	1,366百万円

イ 課題及び対応策

(ア) 復興組合の組織化

避難区域等の農業者については、避難指示が解除された場合でも、実際に帰還し、営農を再開する者は非常に少なくなることが想定されていることから、支援事業の実施に当たっては、避難指示解除後の担い手として復興組合を組織化し、当該組合に作業を実施してもらう方向で事業を推進している。

しかしながら、復興組合の設立・運営には、組合加入農家への仕事の割り振り・取りまとめを行うための事務費及び事務員の確保、作業員の傷害保険の加入等の経費への支援が必要であることから、平成25年度に「営農再開に向けた復興組合支援(特認事業)」を創設した。

(事業実績等)

平成25年度	6市町村	20百万円
平成26年度(見込み)	11市町村	36百万円
平成27年度(計画)	10市町村	50百万円

(イ) 事業対象期間の明確化

本メニューは、対象となる期間が明確化されていなかったが、除染が終了した農地を避難指示解除後も長期間本メニューの対象とし、保全管理を続けるよりも、当該地域の将来の農業復興を担う担い手農家への農地の集積を図る等により営農再開を促す観点から、平成26年2月12日付けで実施要綱を一

部改正し、支援事業の対象期間を避難指示解除後３年間に限定した（ただし、津波被災区域は除外している。）。

（２）鳥獣被害防止緊急対策

ア 事業の概要

東京電力福島第一原子力発電所における事故に伴う避難指示区域等においては、人が不在であることなどから野生鳥獣の生息域や生息数が拡大・増加しており、こうしたことを背景に農作物への鳥獣被害が今後の営農再開に当たっての大きな支障となることが懸念されている状況となっている。

このため、営農再開の支障となる鳥獣被害の防止に向けて、市町村において、侵入防止柵の設置や捕獲活動等の対策を実施している。

（事業実績等）

平成25年度	10市町村	110百万円
平成26年度（見込み）	11市町村	121百万円
平成27年度（計画）	11市町村	163百万円

イ 課題及び対応策

避難指示区域のうち、市町村による営農再開に向けた鳥獣被害防止対策を実施している区域や、環境省が捕獲事業を実施している区域（旧警戒区域内の一部）を除く区域についても、捕獲対策を実施する必要があることから、平成26年度より、福島県が事業実施主体となって野生鳥獣の生息状況調査や捕獲を行う「避難指示区域におけるイノシシ等有害鳥獣捕獲対策（特認事業）」を創設した。

（事業実績等）

平成26年度（見込み）	50百万円（事業実施範囲：11市町村）
平成27年度（計画）	101百万円（事業実施範囲：11市町村）

（３）放れ畜対策

ア 事業の概要

東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20km圏内で放れ畜となった牛等については、帰還や営農再開の障害となることから、捕獲、マーキング等を実施した。

（事業実績等）

平成25年度	実績なし
平成26年度（見込み）	2百万円
平成27年度（計画）	26百万円

イ 課題及び対応策

特段の指摘はされていない。

(4) 営農再開に向けた作付実証

ア 事業の概要

除染された農地で営農再開を進めるためには、食品中の放射性物質の基準値を下回る安全な農産物が生産できることや、除染した農地でも適正な品質の農産物が生産できることを確認する必要がある。このため、水稻、花き等について実証ほを設置した。また、野菜については、出荷制限を解除するための実証ほを設置した。

(事業実績等)

平成25年度	8市町村	57百万円
平成26年度(見込み)	10市町村	44百万円
平成27年度(計画)	11市町村	67百万円

イ 課題及び対応策

畜産の再開のための実証事業の創設を避難区域等の市町村から要望されている。

(5) 避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援

ア 事業の概要

除染が終了した農地は、営農が再開されるまでの間、除草等による農地の保全管理のためのメニューがあるものの、作付実証等により安全な農産物が生産できることが確認された地域では、省力的な土地利用型農作物を作付けることにより農地を管理する管理耕作を進めることが営農再開の進展に貢献すると考えられる。

このため、農作業受託により農地を管理耕作する組織に対して、必要な農業機械のリースや作物の種類ごとの単価による管理費を支援した。

(事業実績等)

平成25年度	実績なし	
平成26年度(見込み)	2市町村	41百万円
平成27年度(計画)	2市町村	40百万円

イ 課題及び対応策

除染後の農地の管理は、「除染後農地等の保全管理」を活用した除草等による農地管理が中心となっているが、当該地域の将来の農業復興を担う担い手農家への農地・作業を集積し、営農再開を推進するため、作業受委託による土地利用型農作物の生産を通じて農地管理を行う取組を促進する必要がある。

(ア) 採択要件の緩和

事業の対象面積の下限を20haとしたことについて、産地からは規模が大きすぎて取り組めないとの指摘を受けたことから、平成26年2月12日付けで実施要綱を一部改正し、①中山間地域は10haが下限、②事業実施初年度の利用面積は規模決定面積の1/2でも可とした。

(イ) 事業の対象となる作物の拡大

事業創設当初は、「水稻」、「小麦」、「大豆」、「飼料作物」を主要な対象作物として事業を推進していたが、用水が使えない地域が多い、畜産が再開されていない、大豆は手間が掛かるとの指摘があったことから、省力的でかつ用水の必要がない作物である「そば」及び「食用油用なたね」を対象作物に追加して推進を図っているところ。

(ウ) 復興組合支援の拡充

復興組合は、当初、「除染後農地等の保全管理」の事業実施主体と想定していたことから、その運営費支援を目的とした「営農再開に向けた復興組合支援（特認事業）」は、「避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援」を事業対象としていなかったところ。

しかしながら、「避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援」についても復興組合が作業受託組織となることが期待されることから、平成26年度に「営農再開に向けた復興組合支援（特認事業）」の対象事業に本事業を追加した。

(6) 放射性物質の交差汚染防止対策

ア 事業の概要

放射性物質が付着した粃摺り機を使用することが原因で、米から高濃度の放射性セシウムが検出されたことから、粃摺り機を使用する最初にとも洗いを実施した。

(事業実績等)

平成25年度	4市町村	4百万円
平成26年度(見込み)	6市町村	2百万円
平成27年度(計画)	4市町村	2百万円

イ 課題及び対応策

避難区域等以外の区域でも、同様の事態が発生したことから、平成25年度に「稲作生産環境再生対策（放射性物質の交差汚染防止対策）（特認事業）」を創設した。

(事業実績等)

平成25年度	1市町村	0.1百万円
--------	------	--------

平成26年度(見込み)	3市町村	0.1百万円
平成27年度(計画)	1市町村	2百万円

(7) 新たな農業への転換支援

ア 土地利用型作物に係る取組

(ア) 事業の概要

避難指示解除後も帰還する農業者が少ないことが想定される中、土地利用型作物による大規模経営体を育成するための機械リース及び大区画化の取組を推進した。

(事業実績等)

平成25年度	実績なし
平成26年度(見込み)	1市町村 26百万円
平成27年度(計画)	計画なし

(イ) 課題及び対応策

大規模経営体の育成を喫緊の対策として進める必要があるが、事業の対象面積の下限を20haとしたことについて、産地からは規模が大きすぎて取り組めないとの指摘があったため、平成26年2月12日付けで実施要綱を一部改正し、中山間地域は10haを下限とした。

イ 園芸作物に係る取組

(ア) 事業の概要

帰還した農業者の、事故前の作物から施設園芸等への転換を支援するための温室等のリース、新たに調達が必要となった資材の購入経費への支援を試みた。

(事業実績等)

平成25年度	実績なし
平成26年度(見込み)	実績なし
平成27年度(計画)	計画なし

(イ) 課題及び対応策

事業の運用について改善が必要。

(8) 水稻の作付再開支援

ア 事業の概要

水稻の作付再開には、耕盤の再形成や均平化のための代かき、イノシシによる掘り返し等の被害を受けた畦畔の修復が必要である。耕盤の再形成等のための代かきは「除染後農地等の保全管理」で対応可能であるが、当該メニューが

避難指示解除後３年間に限ることになったことから、遅れて帰還する者の水稲作付再開支援を目的として、作付再開年度の前年度に行う上記取組が対象となるよう、平成26年２月12日付けの実施要綱一部改正により措置した。

（事業実績等）

平成26年度（見込み） ２市町村 17百万円

平成27年度（計画） ２市町村 ３百万円

イ 課題及び対応策

特段の指摘はされていない。

（９）放射性物質の吸収抑制対策

ア 事業の概要

土壌等に蓄積した放射性物質の農作物への移行の低減を目的として行う対策のうち、加里質肥料（塩化カリ、硫酸カリ等）その他の放射性物質の農作物への移行を低減する効果が見込まれる資材の施用、牧草等に係る低吸収品目・品種等への転換に必要な取組及び果樹の改植を支援した。

（事業実績等）

平成24年度 ４市町村 1,596ha 101百万円

平成25年度 44市町村 65,246ha 1,704百万円

平成26年度（見込み） 43市町村 79,876ha 1,612百万円

平成27年度（計画） 43市町村 76,277ha 1,657百万円

イ 課題及び対応策

農作物中から検出される放射性セシウムの濃度が低下し、多くの農作物が不検出となる中、放射性物質の吸収抑制対策を終了する手法を確立する必要がある。

このため、食用作物に係る吸収抑制資材の施用については、市町村ごと対象作物ごとに、事業実施年度の前２か年におけるモニタリング調査結果等が不検出であった場合、吸収抑制対策を実施するほ場とともに吸収抑制対策を実施しないほ場（検証ほ場）を必ず設置し、検証ほ場及びモニタリング調査結果において放射性セシウムが検出されなかった場合、翌年度からは本対策の対象から除外することとしている。

なお、上記の取組については、平成27年２月23日に実施要綱を一部改正し、検証ほ場を設置する条件となるモニタリング調査結果等が不検出の期間を１年に短縮する一方、検証ほ場の設置期間を吸収抑制対策終了後最大３年間とした。

（10）放射性物質の吸収抑制対策の効果的な実施体制の整備

ア 事業の概要

吸収抑制対策、交差汚染防止対策及びその他の放射性物質汚染防止対策を効果的に実施するための土壌・栽培管理の状況や対策の実施状況等の調査のほか、指導に係る取組に対して支援した。

なお、(9)に係る検証ほ場の設置に係る経費及び分析費用は本事業で措置しているところ。

(事業実績等)

平成25年度	14市町村	87百万円
平成26年度(見込み)	18市町村	152百万円
平成27年度(計画)	14市町村	119百万円

イ 課題及び対応策

特段の指摘はされていない。

(11) 特認事業

我が国では原発事故によって農業者が避難した地域における営農再開の取組は経験がないことから、事業実施期間中に、国で想定したメニューでは対応できない新たな課題が発生することが想定された。一方、新たな課題に迅速に対応することが早期の営農再開を促すためには必須との考えから、福島県の発案による事業を地方農政局で審査・承認する仕組みを創設した。

なお、特認事業は、事業期間を最長1年としており、継続する場合は、必要性を含めて毎年度事業内容を見直ししている。

ア 既存メニューの改善等のための対策

既存メニューの実施に際して、対応が不足する部分について産地の要望を事業化したもの。

- a 稲作生産環境再生対策（放射性物質の交差汚染防止対策）（既述）
- b 営農再開に向けた復興組合支援（既述）
- c 避難指示区域におけるイノシシ等有害鳥獣捕獲対策（既述）

イ 水稻の作付再開のための支援

(ア) 稲作生産環境再生対策

- (a) 水稻の作付を再開する水田において、作付を再開する当年に、生産の中止を余儀なくされた期間に獣害を受けた畦畔の修復を支援した。

なお、本取組は、平成27年度から侵入防止柵を設置したほ場については補助対象期間を作付再開後最大3年間に延長することとしている。

- (b) 水稻の作付再開にあたって、作付再開農地の周囲のほ場に不作付け農地が多いために、これが病虫害の温床となり、通常の営農に比べて防除作業が多くなることから、通常の営農に追加して実施する防除を支援した。

なお、本取組は、平成26年度から補助対象期間を作付再開後最大3年間

に延長している。

(事業実績等)

平成25年度	4 市町村	3 百万円
平成26年度(見込み)	6 市町村	59百万円
平成27年度(計画)	6 市町村	97百万円

(イ) 斑点米対策

水稻の作付再開にあたって、作付再開農地の周囲のほ場に不作付け農地が多いために、これらがカメムシの温床となり、カメムシ被害が大幅に増加することが想定されることから、カメムシ被害粒を選別するための選別機のリースへの支援を措置した。

(事業実績等)

平成25年度	実績なし	
平成26年度(見込み)	実績なし	
平成27年度(計画)	1 市町村	2 百万円

(ウ) 作付再開水田の漏水対策

水稻の作付を再開する水田において、通常の営農に追加して実施する代かき及びベントナイトの施用を支援した。

(事業実績等)

平成26年度(見込み)	3 市町村	11百万円
平成27年度(計画)	1 市町村	30百万円

(エ) 作付再開水田の均平化対策(25年度限り)

除染後、新たに作付を再開したものの、除染に伴う均平化の作業が不十分であった水田において、稲の収穫後に実施する均平化のための代かき作業を支援した。

(事業実績等)

平成25年度	1 市町村	4 百万円
--------	-------	-------

(オ) 南相馬市における米の放射性物質吸収抑制特別対策

平成25年産米生産において、南相馬市原町区で基準値を超過した放射性セシウムを含む米が発生したことから、平成26年産米で基準値超過米が発生することのないようゼオライトの施用を実施した。

また、平成27年産の作付再開に向けた南相馬市の農地除染(市町村除染)に遅れが予想されることから、平成27年度は継続実施とした。

(事業実績等)

平成26年度(見込み)	1 市町村	29百万円
-------------	-------	-------

平成27年度（計画） 1 市町村 476百万円

ウ 農業者の安全管理支援

農業者は屋外で長時間の作業を実施するため、営農再開を行うことが放射線被ばくなど農業者自身の健康を損ねるのではないかと懸念が強いことから、農業者が安心して営農再開できるよう放射線に関する健康講座等を開催した。

（事業実績等）

平成25年度	1 市町村	0.05百万円
平成26年度（見込み）	1 市町村	1 百万円
平成27年度（計画）	1 市町村	7 百万円

エ 「タラノメ」生産再開支援（平成27年度から実施予定）

中山間地域における特産作物であるタラノメの生産再開を図るため、通常営農に追加して行われる防除及び防除では生産再開が困難となった「たらのき」の改植を支援することとしている。

（事業実績等）

平成27年度（計画） 1 市町村 0.1百万円

オ 除染で表土剥ぎした農地への対策

（ア）表土剥ぎによる除染後に客土した農地の深耕による早期営農再開支援

客土に伴う重機等の走行による踏圧で悪化した土壌の透水性や通気性等を改善するとともに、残存した作土に含まれる土壌栄養分を有効に活用するため、平成26年度から大型機械による深耕を支援することとした。

（事業実績等）

平成26年度（見込み）	1 市町村	3 百万円
平成27年度（計画）	4 市町村	166百万円

（イ）表土剥ぎによる除染後に客土した農地の地力回復対策（平成27年度から実施予定）

表土剥ぎした農地は、客土及び土壌改良資材を施用した後に農家管理に移行するが、客土材が肥料成分に乏しい場合が多いことから、営農再開の前後各2か年のうち最大2年間に実施される堆肥及び酸度矯正資材の施用について支援することとしている。

（事業実績等）

平成27年度（計画） 3 市町村 158百万円

3 営農再開の実施状況

（1）除染の実施状況

農地の除染は、避難指示区域（除染特別地域）は環境省が直轄で実施し、汚染状況重点調査地域は環境省の補助事業を活用して市町村が実施しているが、両地域とも除染廃棄物の仮置き場の設置が円滑に進まない等により、平成26年3月末の除染実施率は除染特別地域で13.4%、汚染状況重点調査地域で58.6%、福島県全体で48.1%に留まるなど当初計画に比べ遅れが見られる状況（別紙2）。

特に、除染特別地域は当初、平成25年度までに除染が完了する計画であったが、平成25年度中に南相馬市、飯舘村、川俣町、葛尾村、浪江町及び富岡町で特別地域内除染実施計画が見直され、双葉町を加えたこれらの市町村の除染完了時期は平成27年度～28年度を目途としている。

（2）営農再開の実施状況

避難区域等における平成25年度末の営農再開の実施状況は、24年産米の作付制限区域のみが所在する市町村を除くと、全域が旧緊急時避難準備区域である広野町の営農再開割合が最も高く47%となっており、田村市の35%、川内村の19%、南相馬市の10%と続いているが、その他の市町村は実績がない状況。このため、避難区域等の営農再開割合は8%に留まっているところ（別紙3）。

（参考）避難区域等における各市町村の営農再開が計画どおり進んでいない主な理由

市町村	主な理由
南相馬市	農地や用水路の除染が完了していない
飯舘村	除染完了が平成28年度末に見込まれる状況
川俣町	除染の進捗が遅れている
葛尾村	特になし
田村市	放射能被害以外に米価の暴落、担い手の不足・高齢化の影響
川内村	特になし
浪江町	農地除染や農業用施設等の除染作業が遅れている
双葉町	帰還困難区域（町内96%）の農地除染の見通しが立っていない
大熊町	特になし
富岡町	直轄除染ではため池、水路等の除染を実施しない
楡葉町	特になし
広野町	特になし

4 基金の執行状況

（1）平成24年度～平成26年度の執行状況

支援事業は、平成29年度末に避難区域における営農休止面積のうち6割の農地で営農再開を目指すことを目標に、平成27年度末までの所要額として23,185百万円を措置したところであるが、主に除染の進捗が予算要求時の計画に比べ大幅に遅れていることから、平成26年度末の基金残高は170億円程度を見込んでいます。

ころ。

	執行額	基金残高
平成24年度	102百万円	23,083百万円
平成25年度	2,892百万円	20,207百万円
平成26年度（見込み）	3,281百万円	16,926百万円

（２）平成27年度の執行計画

福島県が市町村を対象に平成27年度の需要額を調査したところ、4,574百万円の報告があったことから、事業最終年度末の基金残高は12,352百万円となる見込み。

	執行額	基金残高
平成27年度（計画）	4,574百万円	12,352百万円

福島県営農再開支援事業

【復旧・復興対策23, 185百万円】

※24年度補正予算で措置

対策のポイント

避難区域等において、農業者が円滑に営農活動を再開できるよう、福島県に基金を設置し、営農再開を目的として行う一連の取組を農地の除染や住民の帰還の進捗に応じて切れ目なく支援します。

<背景／課題>

- ・東京電力(株)福島第一原子力発電所事故の影響により、農畜産物生産の断念を余儀なくされた避難区域等の地域においては、除染終了後から営農が再開されるまでの間の農地等の管理や作付実証等への支援が必要です。
- ・また、避難区域等における円滑な営農再開を推進するため、避難区域等の周辺地域を含め、安全な農畜産物を安定的に生産できる体制の構築が必要です。

政策目標

福島県において生産の断念を余儀なくされた農地のうち、平成29年度末までに農地面積の6割の営農再開を図る。

<主な内容>

福島県に基金を設置し、避難区域等における円滑な営農再開に資する以下の取組を支援する。

1. 避難区域等における営農再開支援

東京電力(株)福島第一原子力発電所事故の影響により、平成23年度以降に農産物生産の断念を余儀なくされた避難区域や作付制限区域等の地域において、除染終了後から営農が再開されるまでの間の農地等の保全管理、鳥獣被害防止緊急対策、放れ畜対策、営農再開に向けた作付実証、避難からすぐに帰還しない農家の農地の管理耕作、収穫後の汚染防止対策、水稻の作付再開支援及び新たな農業への転換に対して切れ目なく支援することにより、営農再開の推進を図ります。

2. 放射性物質の吸収抑制対策

福島県産農産物の信頼回復を図るため、カリ質肥料の施用等の吸収抑制対策の実施を支援します。

3. 特認事業

営農再開を目指す上で緊急に対応すべき課題に迅速に対応するため、福島県が特に必要とする対策について支援します。

(交付率：福島県への交付率は定額(事業実施主体へは事業費の定額、1／2以内)
事業実施主体：福島県、市町村、農業協同組合、農業者の組織する団体等)

(お問い合わせ先：生産局農産部農業環境対策課(03-3502-5956))

福島県営農再開支援事業

- 福島原発事故の影響により、生産の断念を余儀なくされた避難区域等においては、**営農再開に向けた環境が整っておらず**、農地の除染とあわせて、安心して営農ができる環境づくりに取り組まないと、農家の帰還や営農再開は期待できない状況。
- こうしたことから、**福島県に基金を造成**することにより、営農再開を目的として行う一連の取組を、農地の除染や住民帰還の進捗に応じて切れ目なく支援する。

避難区域等

福島県内

(目的) 福島県において生産の断念を余儀なくされた農地のうち、平成29年度末までに農地面積の6割の営農再開を図る。

第1段階

○ 除染後農地等の保全管理

除染後から営農再開までの農地等における除草等の保全管理に対する支援

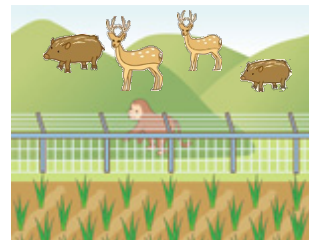


○ 鳥獣被害防止緊急対策

一斉捕獲活動の実施や大規模な侵入防止柵等の設置に対する支援

○ 放れ畜対策

放れ畜捕獲のための柵の整備等に対する支援



第2段階

○ 営農再開に向けた作付実証

基準値を下回る農作物生産の確認等のための作付実証に対する支援



○ 避難からすぐに帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援

直ちに帰還しない農業者等の農地を受託し、一時的に行う管理耕作に対する支援

○ 収穫後の汚染防止対策

収穫後の農産物の農機具等を通じた再汚染の防止対策に対する支援

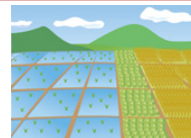
○ 水稻の作付再開支援

水稻の作付再開に必要な代かき等に対する支援

第3段階

○ 新たな農業への転換

経営の大規模化や施設園芸への転換等のために必要な機械・施設のリース導入等に対する支援



放射性物質の吸収抑制対策

福島県産農産物の信頼回復を図るため、カリ質肥料の施用等の吸収抑制対策の実施を支援



カリ質肥料

避難区域等の営農再開を後押し

※その他特認事業を措置

福島県における農地除染の進捗状況

汚染状況重点調査地域： 平成26年3月31日現在
除染特別地域： 平成26年3月31日現在
単位：ha

1. 汚染状況重点調査地域(市町村除染)

	水田		普通畑		樹園地		牧草地		計		実施率
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	
県北	7,692	7,413	2,046	1,295	4,641	4,585	1,730	1,124	16,109	14,417	89.5%
県中	7,072	2,258	1,021	657	391	348	874	827	9,358	4,090	43.7%
県南	165	160	49	40	32	32	305	246	551	478	86.8%
相双	5,484	716	1,933	156	107	97	597	213	8,121	1,182	14.6%
いわき	287	0	0	0	0	0	0	0	287	0	0.0%
計	20,700	10,547	5,049	2,148	5,171	5,062	3,506	2,410	34,426	20,167	
実施率	51.0%		42.5%		97.9%		68.7%		58.6%		

資料：福島県報告

注：会津、南会津地方は除染計画なし。いわきの水田の計画欄の面積には、他の地目も含む。

2. 除染特別地域(環境省直轄除染)

	単位：ha			
	対象面積	実施面積	実施率	備考(主な除染工法)
南相馬市	3,100	12	0.4%	反転耕・深耕、表土剥ぎ
飯館村	2,200	81	3.7%	表土剥ぎ
川俣町	730	33	4.5%	表土剥ぎ
葛尾村	430	0.5	0.1%	表土剥ぎ
田村市	140	140	100.0%	終了(反転耕・深耕)
川内村	130	130	100.0%	終了(反転耕・深耕)
浪江町	1,900	13	0.7%	表土剥ぎ
双葉町	-	-	-	除染計画未策定
大熊町	170	170	100.0%	帰還困難区域を除き終了(表土剥ぎ)
富岡町	770	1.6	0.2%	表土剥ぎ
楢葉町	810	810	100.0%	終了(反転耕・深耕)
計	10,380	1391.1	13.4%	

資料：環境省福島環境再生事務所ホームページ

注：対象面積に帰還困難区域は含まれていない。

3. 福島県計

除染対象面積 44,806 ha

除染実施面積 21,558 ha

実施率 福島県 48.1 %
うち除染特別地域 13.4 %

避難指示区域等における営農再開状況

平成25年度末現在(福島県調査)				
市町村名	営農休止面積(ha) (23年12月末)	営農再開面積(ha)		
		24年度	25年度	計
南相馬市	7,289	509	216	725
飯舘村	2,330	0	0	0
川俣町	375	0	0	0
葛尾村	398	0	0	0
田村市	893	10	306	316
川内村	605	0	112	112
浪江町	2,034	0	0	0
双葉町	723	0	0	0
大熊町	936	0	0	0
富岡町	861	0	0	0
楡葉町	585	0	0	0
広野町	269	9	118	127
小計	17,298	528	752	1,280
福島市	62	0	20	20
二本松市	67	0	48	48
伊達市	197	0	90	90
相馬市	35	0	26	26
小計	362	0	183	183
計	17,659	528	935	1,463
		営農再開割合(%)		8%